

# 不当判決に強く抗議する！！

10月24日、名古屋地方裁判所は、檜作分会長の嚴重注意処分、否認処分及び不参処分の無効確認と谷口副分会長の嚴重注意処分及び否認処分の無効確認を求める訴えをいずれも却下した。

われわれは、これに対して怒りをもって弾劾する。

そもそも檜作分会長は、自動車での出勤途上、不慮の交通事故で遅れた事に対して、会社は、当日を否認、翌日を不参にして賃金カットをおこない、嚴重注意処分にした。しかし、名古屋地方裁判所の判決は、檜作分会長の主張を認めず、会社の主張のみを鵜呑みにし、自動車事故は、自らの過失だから否認・不参は当然であるとした。

さらに、谷口副分会長についても、自動車で出勤途中、通行止めにより、連絡をして会社も了承したにもかかわらず、会社は出勤遅延扱いとし、否認・嚴重注意処分にした。しかし、名古屋地方裁判所の判決は、檜作分会長同様に、谷口副分会長の主張を認めず、会社の主張を採用し、常に気象状況を予測し余裕をもって出勤することが必要だから否認、嚴重注意処分は当然であるとした。

ふざけるのもいい加減にしろ！

自動車通勤において、不慮の事故に遭遇して連絡のいとまのない場合等は、社会通念上やむを得ないと判断するのが一般的な常識である。

にもかかわらず出勤に遅れたらすべて自己責任とされ、否認・不参扱いでは、自動車通勤者は、たまったものではない。

名古屋地方裁判所の判決は、まさに司法の反動化であり、われわれは絶対に許すことはできない。

会社は、いち早く全面勝利したという勤労情報を職場に貼りだした。

われわれは、「棄却」という不当判決に屈しない。

われわれは、即刻控訴し、司法の反動も含めて社会的に明らかにしていく。

この怒りをバネに一層団結を固めて、職場から「主任レポート反対」などの闘いをさらに強化し、加藤業務部長の不当解雇撤回に向け、早期職場復帰を勝ち取る闘いに決起することを明らかにする。

全組合員の皆さん！

力を合わせて、心をひとつにしてさらに闘いをおしひろめよう！

平成19年10月25日

J R東海労働組合名古屋地方本部  
闘争委員長 丹羽成生

